

あなたの安心サービス利用規約

第1条(契約の目的)

やさしい手は、ご利用者のニーズに合わせて見守り支援機器(以下、「あなたの安心」という)をレンタルし、あなたの安心より送信された室温センサー・人感センサー・照度センサーの情報を専用サイトから見守り等を行うサービス(以下、「あなたの安心サービス」という)をご利用者及びご利用者が指定するご家族に提供します。

第2条(あなたの安心サービスの内容)

- あなたの安心サービスは、やさしい手が、やさしい手の所有するあなたの安心を、ご利用者の専用サイトを準備の上、ご利用者にレンタルし、専用サイト及びご利用者が指定するメールアドレスに、各種センサーから得られた情報を通知することをその内容とします。やさしい手は、ご利用者にあなたの安心をレンタルする前に、それが正常に作動・機能することを確認します。

専用サイト	パソコンやスマートフォン・タブレットのデバイスからアクセスできる専用サイト https://pro.conanshin.com/#/ を準備します。 やさしい手はご利用者またはご利用者が指定するご家族にログイン ID とパスワードを付与します。
-------	---

センサー	概要
照度センサー	室内の明るさを感知します。 専用サイトからグラフや数値で室内の照度を確認することができます。
人感センサー	人の動きを感知します。 専用サイトからグラフや数値で人が動いた回数を確認することができます。
室温センサー	室内の温度を感知します。 専用サイトからグラフや数値で室内の温度を確認することができます。

※あなたの安心は、見守りでの使用を目的としています。医療・警備等の高い信頼性が求められる用途を想定して開発・作成されていませんので、それらの用途では使用しないでください。

※設置する住居または施設等の所有者や管理者から承諾を得た上で、設置をしてください。

メール通知機能	概要
メール通知	専用サイト内で、下記の設定をすることで、指定されたメールアドレスに通知することができます。
人感センサー	設定された任意の時間帯(1時間から24時間)に人感センサーが感知されない場合、指定されたメールアドレスに通知します。
温度センサー(高温)	設定された任意の温度(0度から40度)を超えた場合、かつ、人感センサーの通知(0回から100回)が感知された場合、指定されたメールアドレスに通知します。
温度センサー(低温)	設定された任意の温度(0度から40度)を下回った場合、かつ、人感センサーの通知(0回から100回)が感知された場合、指定されたメールアドレスに通知します。
データ通信異常	1時間以上いずれのセンサーからもクラウドサーバーに通知がない場合に通知することを設定した場合、指定されたメールアドレスに通知します。
拡張設定1~3	人感センサー・温度センサー・照度センサーの値を任意に組合せ、当該設定の通知が感知された場合、指定されたメールアドレスに通知します。拡張設定は、3つのパターンを設定することができます。

- あなたの安心の AC アダプターがコンセントに接続されていない場合には、あなたの安心の各種センサーの機能は使えません。また、通信環境によっては、あなたの安心の性能が低下し、あなたの安心サービスが中断する場合があります。
- あなたの安心サービスは、あなたの安心の各種センサーより得た情報を基に専用サイトや指定されたメールアドレスに通知するものであり、異常な数値が通知された場合等に、やさしい手がご利用者宅等へ直接訪問を行うことはありません。

第3条(料金)

1. あなたの安心サービスの料金は、以下の通りです。

初期費用	5,000円(税抜)
月額基本使用料	2,980円(税抜) /1ヵ月

- ①初期費用には、専用サイトの準備・登録料等が含まれています。
 - ②月額基本使用料には、あなたの安心のレンタル料、あなたの安心通信料・あなたの安心専用サイト利用料が含まれています。
 - ③サービス開始日は、申込時に指定した日とし、当該利用開始日の属する月から料金が発生します。
 - ④本サービスは1ヶ月単位で計算し、日割り計算をしないものとします。
2. 本条におけるサービス料金には、消費税法所定の税額を加算して、お支払いいただくものとします。

第4条(ご利用者の義務)

1. ご利用者は、あなたの安心の取扱説明書に定められた使用方法及び使用上の注意事項を遵守します。
2. ご利用者は、あなたの安心の仕様変更、加工・改造を行うことはできません。仕様変更、加工・改造された場合には、ご利用者がその原状回復費用等の必要な費用負担をします。また、仕様変更・加工・改造により、事故が発生した場合には、やさしい手は責任を負いません。
3. ご利用者は、あなたの安心を第三者の占有下に置くことはできません。
4. ご利用者は、この契約に基づく権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡し又は転貸することはできません。
5. ご利用者は、ご利用者の転居・指定特定施設入所・入院・要介護状態区分の変更・死亡など、あなたの安心の利用状況に変更があった場合には、速やかにやさしい手に通知し、またはご家族に通知するよう依頼します。

第5条(あなたの安心の紛失・盗難、毀損・水没の取扱い)

あなたの安心に紛失・盗難、毀損・水没が発生した場合の取扱いは、以下の通りです。

- ①ご利用者は、あなたの安心について、紛失・盗難、又は毀損・水没が発生した場合、理由の如何を問わず、やさしい手に通知するものとします。
- ②ご利用者は、次に掲げる場合に依りて、損害金又は修理費をやさしい手に支払うものとします。
 - (A)あなたの安心の紛失・盗難が発生した場合
あなたの安心1台あたり、一律30,000円(非課税)
 - (B)あなたの安心を毀損・水没した場合
修理に要した費用(ただし、あなたの安心1台あたり、30,000円(税抜)を上限とします。)
- ③やさしい手は、上記②の損害金又は修理費の支払を受けることを条件として、新たにあなたの安心をご利用者にレンタルするものとします。この場合、やさしい手は、新たにレンタルするあなたの安心をご利用者に発送します。なお、やさしい手は、新たなあなたの安心が、紛失・盗難又は毀損・水没したあなたの安心と同機種・同色であることを保証するものではありません。
- ④あなたの安心の毀損・水没の場合、ご利用者は、上記③により新しいあなたの安心が到達した日から4週間以内に自ら運送料を負担し、毀損・水没したあなたの安心をやさしい手に送付するものとします。この期間内にあなたの安心の返却がなされない場合、ご利用者は、あなたの安心1台あたり、30,000円と修理に要した費用の差額を支払います。

第6条(個人情報の取扱い)

1. やさしい手またはやさしい手社員は、あなたの安心サービスを提供する上で知り得たご利用者等の個人情報を次の各号の目的に限り用いるものとします。
 - ①サービスを円滑に提供するために実施されるサービス担当者会議等における資料
 - ②個人が特定されない形態での公的統計の資料や学術上の資料
 - ③提供したサービスに対する請求業務など事務での利用
 - ④サービス提供に係わる、事業所等の管理運営業務での利用
 - ⑤ご利用者からの依頼に基づいた各種サービスを提供するための利用
 - ⑥当社からのサービス・介護保険内外の社会資源活用に関する情報提供のご案内をするための利用
 - ⑦当社からのサービス向上を目的としたアンケートの依頼をするための利用
2. やさしい手は、以下の場合を除き、あなたの安心サービスを提供する上で知り得たご利用者等の個人情報を第三者に提供しません。
 - ①あなたの安心サービスのクラウドサーバーを運営する委託業者による運営管理上の利用
 - ②ご利用者からの依頼に基づいた適正な居宅サービスを提供するための、他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携(サービス担当者会議)、照会への回答

- ③ご利用者からの依頼による住宅改修工事・福祉用具貸与のための委託業者との連携
- ④ご家族への心身の状況説明、緊急を要する場合の医師への連絡等
- ⑤行政機関等からの要求で、法令上応じることが義務づけられている事項に対する利用
- ⑥損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ⑦やさしい手の責任において委託先(請求書等の郵送物の発送業者・顧客情報管理システムの開発保守業者・コールセンター運営業者・緊急通報会社等)を適正に管理することを条件として、やさしい手業務を部に委託する場合
- ⑧地域包括ケアの実現を目指した、やさしい手の提携先在宅医療機関及び日常生活支援サービス事業者との連携
- ⑨ご利用者のご家族・成年後見人・任意後見人・その他法定代理人・任意代理人への必要な連絡及び連携

第7条(ご利用者による解約)

ご利用者は、本契約の解約を希望する場合には解約希望日の1週間前までにやさしい手に通知するものとします。ご利用者は、あなたの安心の同梱品一式をやさしい手が指定する住所に返却することで、解約することができます。解約時に掛かる送料は、ご利用者負担が負担します。

第8条(契約の解除)

1. ご利用者は、やさしい手が以下の事由に該当する場合には、直ちにこの契約を解除することができます。
 - ①やさしい手が正当な理由なく本契約に定めるあなたの安心サービスを実施しなかった場合
 - ②やさしい手が第11条に定める秘密保守及び個人情報利用同意に違反した場合
 - ③やさしい手がご利用者の身体・生命・財産等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - ④やさしい手が暴力団等反社会的勢力である場合、又は反社会的勢力と密接な関係があることが判明した場合
2. やさしい手は、ご利用者が以下の事項に該当する場合には、直ちにこの契約を解除することができます。
 - ①ご利用者によるサービス利用料金の支払が2ヶ月以上遅延し、やさしい手の相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - ②ご利用者が本契約に違反し、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - ③ご利用者が暴力団等反社会的勢力である場合、又は反社会的勢力と密接な関係があることが判明した場合
 - ④本サービス利用が、犯罪目的に利用され、または犯罪目的に利用されようとしている場合
 - ⑤契約申し込みをした方またはあなたの安心所持者が実在しない場合

第9条(賠償責任)

1. やさしい手は、あなたの安心サービスの提供にともなって、やさしい手の責に帰すべき事由によりご利用者に損害を及ぼした場合には、適正な賠償義務の履行を誠実にいたします。ただし、以下に該当する場合を除きます。
 - ①ご利用者がこの契約で定めるご利用者のなすべき義務を履行しないために発生し、または拡大した損害
 - ②天災地変などの不可効力の場合、その他やさしい手の責任によらない事由により発生し、または拡大した損害
 - ③通信キャリアまたはインターネットサービスプロバイダ等の通信設備の故障や保守によりインターネット回線の混雑や不通により発生し、または拡大した損害
 - ④本サービス利用が、犯罪目的に利用され、または犯罪目的に利用されようとして発生、または拡大した損害
2. ご利用者は、ご利用者の責に帰すべき事由によりやさしい手に損害を及ぼした場合には、適正な賠償義務の履行を誠実にいたします。

第10条(免責)

やさしい手は、あなたの安心の故障、充電切れ、やさしい手以外の法人または個人の都合による不具合、あなたの安心サービスの性能低下、専用サイトの中止など、これらに準じる事情によって、ご利用者に何らかの損害が生じた場合であっても、一切責任を負いません。

第11条(苦情・要望への対応)

やさしい手は、ご利用者またはご家族からの苦情・要望を受け付ける窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

第12条(信義誠実の原則)

1. ご利用者及びやさしい手は、信義に従い誠実にこの契約を履行します。
2. この契約に定めのない事項については、関連諸法令及び告示・通達等の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第13条(裁判管轄)

ご利用者及びやさしい手は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事物管轄の定めに従い東京地方裁判所または東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。